

議案第 号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年(2023年)2月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部改正)

第1条 宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例(平成22年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。別表第1において「改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。別表第1において「旧宅地造成等規制法」という。)」に改める。

別表第1中「宅地造成等規制法」を「改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧宅地造成等規制法」に改める。

(宝塚市都市景観条例の一部改正)

第2条 宝塚市都市景観条例(平成24年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第7号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

(宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例の一部改正)

第3条 宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例(平成17年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制

法（昭和36年法律第191号。以下「旧宅地造成等規制法」という。）」に改め、同項第2号イ中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

第21条第3項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧宅地造成等規制法」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

議案第 号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例(平成22年条例第11号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、<u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の規定に基づ く事務について、1件につき別表第1に定める 手数料をその申請する者から徴収する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。別表第1において「改正法」という。)</u>附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の<u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。別表第1において「旧宅地造成等規制法」という。)</u>の規定に基づ く事務について、1件につき別表第1に定める 手数料をその申請する者から徴収する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>

【別記】

(現行)

名称	事務の区分		金額
(1) 宅地造成工 事許可申請手 数料	宅地造成等規制法		
	第8条第1項		
	本文の規定に基づく 宅地造成に関する工 事の許可の申請に対 する審査		
(2) 宅地造成工 事変更許可申 請手数料	宅地造成等規制法		
	第12条第1項		
	の規定に基づく宅地 造成に関する工事の 計画の変更の許可の 申請に対する審査		

(改正案)

名称	事務の区分		金額
(1) 宅地造成工 事許可申請手 数料	改正法附則第2条第1		
	項の規定によりなお		
	従前の例によること		
	とされた旧宅地造成		
	等規制法第8条第1項		
	本文の規定に基づく 宅地造成に関する工 事の許可の申請に対 する審査		

<p>(2) 宅地造成工 事変更許可申 請手数料</p>	<p>改正法附則第2条第1 項の規定によりなお 従前の例によること とされた旧宅地造成 等規制法第12条第1項 の規定に基づく宅地 造成に関する工事の 計画の変更の許可の 申請に対する審査</p>		
--------------------------------------	--	--	--

宝塚市都市景観条例(平成24年条例第21号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(都市景観デザイン審査)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出て、景観形成方針に基づき協議しなければならない。ただし、景観法第16条第7項第1号から第10号まで及び景観法施行令第10条第1号から第3号までに掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 土地の形質の変更のうち、<u>宅地造成等規制法</u></p> <hr/> <p><u>(昭和36年法律第191号)第2条第2号に規定する宅地造成で、土地の区域の面積が500平方メートル以上のもの</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>(都市景観デザイン審査)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出て、景観形成方針に基づき協議しなければならない。ただし、景観法第16条第7項第1号から第10号まで及び景観法施行令第10条第1号から第3号までに掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 土地の形質の変更のうち、<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号に規定する宅地造成で、土地の区域の面積が500平方メートル以上のもの</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>

宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例(平成17年条例第14号)新旧対照表
(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び<u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)</u></p> <hr/> <p>並びにこれらの法律に基づく命令の例による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開発事業 次に掲げる行為のいずれかに該当する行為(規則で定める行為を除く。)を行う事業をいう。</p> <p>ア 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為</p> <p>イ <u>宅地造成等規制法</u> 第2条第2号に規定する宅地造成</p> <p>ウ 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の建築又は用途変更</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>(開発協定)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合において、特定開発事業者は、特定開発事業の実施に必要な都市計画法第29条第1項若しくは第43条第1項の許可の申請、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請、同法第18条第2項の規定による計画の通知又は<u>宅地造成等規制法</u></p> <hr/> <p>第8条第1項の許可の申請若しくは同法第11条の協議の申出を行う日までに開発協定を締結するように努めなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「旧宅地造成等規制法」という。)</u>並びにこれらの法律に基づく命令の例による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開発事業 次に掲げる行為のいずれかに該当する行為(規則で定める行為を除く。)を行う事業をいう。</p> <p>ア 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為</p> <p>イ <u>旧宅地造成等規制法</u>第2条第2号に規定する宅地造成</p> <p>ウ 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の建築又は用途変更</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>(開発協定)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の場合において、特定開発事業者は、特定開発事業の実施に必要な都市計画法第29条第1項若しくは第43条第1項の許可の申請、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請、同法第18条第2項の規定による計画の通知又は<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧宅地造成等規制法</u>第8条第1項の許可の申請若しくは同法第11条の協議の申出を行う日までに開発協定を締結するように努めなければならない。</p> <p>4 (略)</p>

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(概要)

【経緯等】

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年 5 月 27 日公布、令和 5 年 5 月 26 日施行）により、題名を宅地造成及び特定盛土等規制法（新法）に改めた上で法律の一部が改正されるが、経過措置として、施行の日から起算して 2 年を経過する日まで、又は新法の規定による宅地造成等工事規制区域の公示がある前日の日までの間は、改正前の宅地造成等規制法（旧法）が適用されることになるため、関係条例（①宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例・②宝塚市都市景観条例・③-1③-2 宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例）の一部を改正する。

【改正内容】

<②宝塚市都市景観条例>

<③-1 宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例第 2 条第 1 項及び同項第 2 号イ>
上記②③-1 の条文中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）による改正前の宅地造成等規制法」に改正する。

（理由）

改正前の宅地造成等規制法（旧法）を適用するため、該当部を改正するものである。

<①宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例>

<③-2 宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例第 21 条第 3 項>

上記①③-2 の条文中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」に改正する。

（理由）

「従前の例による」が適用となるのは、新法の附則第 2 条第 1 項より、旧法の第 3 章・宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制（旧法第 8 条～第 19 条）に対してである。①における手数料徴収の対象は、旧法第 8 条及び第 12 条に基づく規定であり、③-2 においては旧法第 8 条に基づく規定となるため、「従前の例による」という表現を用いて「改正前の宅地造成等規制法」を定義している。